α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(g ／ h) ／ 138,001

算式の符号

g　［略］

h　市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

二　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額　次の算式によつて算定した額

算式

(H × 0.984 × 0.75 － I × 0.984 × 0.75) ＋ J

H × 0.984 × 0.75、I × 0.984 × 0.75 及び J に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

H　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該市町村の額

I　改正前の省令第 31 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

J　次の算式によつて算定した額。指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.984 × 0.75 － j × 0.984 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75

i × 0.984 × 0.75、j × 0.984 × 0.75) 及び (i × 0.984 × 0.75 － j × 0.984 × 0.75) × 2 ／ 8 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

i　前記 H に同じ。

j　前記 I に同じ。

［三　略］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

g　市町村税課税状況調第3表の表側「給与特徴に係る分」の表頭「特別徴収税額の内訳」のうち「所得割額」欄の当該市町村の額

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(h ／ i) ／ 126,487

算式の符号

h　［同左］

i　市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

β　指定都市にあつては 8/6、その他の市町村にあつては 1.000

二　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額　次の算式によつて算定した額

算式

I × 0.982 × 0.75 － J × 0.982 × 0.75

I × 0.982 × 0.75 及び J × 0.982 × 0.75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該市町村の額

J　改正前の省令第 31 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

［三　同上］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額